

令和5年度

海外派遣者（第3種）の特別加入の年度更新手続について

申告・納付期限 **7月10日（月）**

労働保険の令和5年度概算保険料と令和4年度の確定保険料の申告・納付（以下「年度更新」という）を行っていただく時期になりました。下記の年度更新手続要領にご留意の上、年度更新手続を行ってください。

年度更新の手続は、6月1日から7月10日までの間に行っていただくこととなります。

第3種特別加入保険料の計算方法

第3種特別加入保険料の申告と納付手続は、派遣元事業主等が行う一般の労働者に係る労働保険事務手続とは区別して、承認を受けた海外派遣者特別加入者の労働保険番号により事務手続を行うことになり、『概算・確定保険料申告書』に添付して、**①**『第3種特別加入保険料申告内訳（海外派遣者）』（海特様式第1号）、**②**『第3種特別加入保険料申告内訳名簿（海外派遣者）』（海特様式第2号）、**③**『特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳』（別紙様式第1号）の提出が必要です。

ただし、**③**は該当者がいない場合は不要です。

書類名	作成部数	局	署	控
概算・確定保険料申告書	2	1		1
※ ① 第3種特別加入保険料申告内訳（海特様式第1号）表1	3	1	1	1
※ ② 第3種特別加入保険料申告内訳名簿（海特様式第2号）表2	3	1	1	1
※ ③ 保険料算定基礎額特例計算対象者内訳（別紙様式第1号）表3	2	1		1

※上記**①②③**の書類については、金融機関で受け付けることができませんので、所轄の労働基準監督署または広島労働局総務部労働保険徴収課へご提出ください。

第3種特別加入保険料の具体的な計算方法は、その年度における、海外派遣特別加入者各人の給付基礎日額に応じて定められている「保険料算定基礎額」を総計したものが、第3種特別加入保険料のための賃金総額となり、これに第3種特別加入保険料率を乗じて得た額が保険料となります。具体的な計算方法、添付書類の記載方法は次の年度更新手続要領をご参照ください。

年度更新手続要領

1 給付基礎日額について

- (1) 給付基礎日額は、労災保険の給付額を算定する基礎となるものです。特別加入を行う方の所得水準に見合った適正な額を申請していただき、承認された額が給付基礎日額となります。
- (2) 決定された給付基礎日額の変更を希望される場合は、②『第3種特別加入保険料申告内訳名簿（海外派遣者）（海特様式第2号）』を3部とも提出してください。
- (3) 変更手続きが可能な期間は、3月2日から3月31日までの間と、年度更新期間である6月1日から7月10日までの間となります。期間外の申請は不承認となりますので提出期限を厳守してください。
- (4) 令和5年4月1日から申告書提出日までの間に万が一被災された場合には、令和5年度の給付基礎日額を変更することができません。
- (5) 同じ特別加入者について、3月（3/2～3/31の間）に変更後、再度、年度更新時に変更することはできません。また、令和5年度に加入した特別加入者も今年度の年度更新時に給付基礎日額を変更することはできません。

2 第3種特別加入保険料について

第3種特別加入保険料率 （海外派遣者）	令和4年度確定	令和5年度概算
	1000分の3	1000分の3

- (1) **継続者**（令和4年3月31日以前から加入し、令和5年4月1日以降も継続して加入する者）
給付基礎日額に365を乗じたものが「保険料算定基礎額」となります。これを特別加入者の1年間の賃金とみなし、これに第3種特別加入保険料率を乗じて保険料を算定します。
- (2) **年度中途加入・脱退者**（令和4年4月1日から令和5年3月31日の期間中に新規加入または脱退した者）
年度途中において、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合は特例として、当該年度内の特別加入月数に応じた保険料算定基礎額（月割計算）により保険料を計算することになります。
月割計算の対象者については、『特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳（別紙様式第1号）』[表3]を作成し、『第3種特別加入保険料申告内訳（海特様式第1号）』(表1)において特例計算（月割計算）の該当者を小計に分けて記入します。

ア 月割の特別加入保険料算定基礎額の計算方法

保険料算定基礎額を12で除した額（1円未満の端数が生じる時は1円に切上げます。下表「※ 特例による1/12の額参照」）に、特別加入の期間（端数処理：1か月未満の端数があるときは、これを1か月とします。）を乗じた額となります。

（例）令和4年10月13日に特別加入の承認があった場合、令和4年10月を端数処理し、特別加入の期間は令和5年3月までの「6か月」となります。

[表]

給付基礎日額	保険料算定基礎額	※ 特例による1/12の額
25,000円	9,125,000円	760,417円
24,000円	8,760,000円	730,000円
22,000円	8,030,000円	669,167円
20,000円	7,300,000円	608,334円
18,000円	6,570,000円	547,500円
16,000円	5,840,000円	486,667円
14,000円	5,110,000円	425,834円
12,000円	4,380,000円	365,000円
10,000円	3,650,000円	304,167円
9,000円	3,285,000円	273,750円
8,000円	2,920,000円	243,334円
7,000円	2,555,000円	212,917円
6,000円	2,190,000円	182,500円
5,000円	1,825,000円	152,084円
4,000円	1,460,000円	121,667円
3,500円	1,277,500円	106,459円

イ 特別加入期間の算定

(a) 新たに特別加入者となった者の取扱い

「特別加入に関する変更届」の「届出の日の翌日」の属する月より算定します。ただし、新たに特別加入者となった者の「異動年月日」が「届出の日の翌日」以降であるものについては、当該「異動年月日」の属する月より算定します。

（注1）「届出の日」は監督署の受付日をいいます。

（注2）海外派遣者の特別加入については、申請の日の翌日から30日以内で申請者が加入を希望する日又は監督署の受付日の翌日から承認となります。従って、例えば、令和5年1月21日～3月17日の期間で海外派遣される方で、変更届の提出が遅れて2月2日に提出された場合は、2月3日より承認となります。

(b) 特別加入者でなくなった者の取扱い

「特別加入に関する変更届」の特別加入者でなくなった者の「異動年月日」の属する月まで算定します。

計算例

給付基礎日額	10,000 円
特別加入に関する変更届	10 月 12 日提出、10 月 13 日承認の場合
保険料算定基礎額	3,650,000 円 (10,000 円 × 365 日) . . . A
A / 12	304,167 円 (端数切上げ) B
特別加入期間	6 月 (10 月 ~ 3 月) C
月割の保険料算定基礎額	B × C = 1,825,002 円 D

3 「第 3 種特別加入保険料申告内訳 (海特様式第 1 号)」の作成 [表 1]

- (1) 令和 4 年度確定保険料欄には、令和 4 年度に特別加入者であった者すべてについて記入してください。
- (2) 上段には保険年度を通じて加入していた者(継続者)を、下段には保険年度途中において、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合の月割計算の該当者(年度中途加入・脱退者)を記入ください。
- (3) 令和 5 年度概算保険料欄の記載に当たっては、年度更新時において特別加入の承認を受けている者だけを記入し、これから承認を受ける見込みの者については記入の必要はありません。
- (4) 年度更新時に海外派遣者が全くいない場合は、令和 5 年度概算保険料の特別加入者数合計を 0 人、保険料算定基礎額総計を 0 円とし、保険料申告書により労働保険関係を消滅することとなりますが、近い将来、海外派遣を行う予定がある場合、特別加入者数及び保険料算定基礎額総計に予定される特別加入者数と保険料算定基礎額総計を()書きで記入し、概算保険料額を算定したうえ、保険料の申告・納付してください。

4 「第 3 種特別加入保険料申告内訳名簿 (海特様式第 2 号)」の作成 [表 2]

給付基礎日額の変更を希望する場合は、⑥欄の「変」に○印して⑦欄に令和 5 年度の希望する給付基礎日額を記入して、「申告内訳」[表 1] 及び「概算・確定保険料申告書」とともに 7 月 10 日までに提出してください。

- ◆ 7 月 11 日以降に提出されますと給付基礎日額の変更は認められませんので、注意してください。

5 「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳（別紙様式第1号）」の作成

月割計算の該当者（年度中途加入・脱退者）について作成して下さい。

令和4年度確定分と令和5年度概算分の両方に月割計算の該当者がいる場合は、それぞれ別葉で作成してください。

6 概算・確定保険料申告書の作成

「第3種特別加入保険料申告内訳（海外派遣者）」（海特様式第1号）[表1]で算出した令和4年度確定保険料算定基礎額総計及び令和5年度概算保険料算定基礎額総計を、それぞれ申告書の確定保険料の保険料算定基礎額及び概算保険料の保険料算定基礎額の見込額として転記し、申告書を作成してください。

なお、第3種特別加入保険料は、一般拠出金を算定する必要はありません。

7 申告書等の提出について

年度更新手続は、法定納期（令和5年7月10日）までに完了してください。

保険料の納付と同時に申告される場合は、申告書は最寄りの金融機関（銀行・信用金庫等・ゆうちょ銀行）を經由して提出できますが、その他の添付書類は受け付けられませんので、監督署又は広島労働局総務部労働保険徴収課へご提出ください。

なお、口座振替の場合は、金融機関で申告書を取り扱いませんので、広島労働局総務部労働保険徴収課にご提出ください。

8 海外派遣者の特別加入についての留意点

（1）変更届の提出

特別加入の変更承認は、当初提出された申請書の特別加入予定者に記載されている事項についてのみ有効ですので、特別加入者に関して、次に掲げるような内容変更があった場合は、遅滞なく『特別加入に関する変更届（海外派遣者）（様式第34号の12）』（以下「変更届」という）を、所轄監督署を經由してご提出ください。

- ① 氏名や作業内容等に変更があった場合
- ② 派遣先の事業場の名称や所在地が変わった場合
- ③ 派遣先の国が変わった場合
- ④ 新たに海外派遣者となった方を追加して特別加入する場合
- ⑤ 帰国等により派遣先の事業に従事しなくなり、特別加入者の資格を失った場合

（2）派遣先の国が変わった場合は派遣先の事業も異なることになりまますから、変更届の作成にあたっては「派遣先の事業の名称及び所在地」、「派遣先の事業において従

事する業務の内容」「地位・役職名」を詳細に記載して提出してください。

なお、派遣先の国より帰国することなく次の派遣先に赴く場合は、引き続き特別加入として取り扱われますが、派遣終了後に帰国し、新たな派遣先に赴く場合は、新たな特別加入として届け出なければなりません。帰国により、特別加入者の地位は自動的に消滅します。

- (3) 中小事業の代表者等として海外に派遣される方は、労働者として派遣される方と異なり、特別加入申請書(変更届)の「業務の内容」欄に派遣先の事業における地位、派遣先の事業の種類、当該事業における労働者数及び所定労働時間も付記することが必要です。

また、申請書(変更届)には派遣先の事業の規模等を把握するための資料(派遣先事業に係る労働者名簿の写し又は派遣先の事業案内等)を添付する必要があります。

- (4) 国内において労働者に該当しない法人の取締役等は、海外派遣されても特別加入の対象とはなりません。

9 海外派遣に関する報告書

令和2年4月1日以降、『海外派遣に関する報告書(特様式第5号)』を提出する必要は無くなりました。

10 「海外派遣」と「海外出張」の区分について

海外で業務に従事する場合であっても「出張」として取り扱われる者は、何ら特別の手續を要することなく、その方が所属する国内の事業場の労災保険により給付を受けられますが、一方「派遣」として取り扱われる者は、当該海外派遣者に関して特別加入の手續を行っていないければ、労災保険による給付が受けられないこととなります。

- (1) 「海外出張者」とは、単に労働の提供の場が海外にあるにすぎず、国内の事業場に所属し、国内事業場の使用者の指揮に従って勤務する方をいいます。
- (2) 「海外派遣者」とは、海外の事業場に所属して、海外事業場の使用者の指揮に従って勤務することになる方と定義され、この場合「特別加入」の手續が必要です。

11 特別加入制度について

『第3種特別加入のしおり(海外派遣者用)』を、常時、広島労働局ホームページ内に掲載(厚生労働省HPへリンク)しておりますので、ダウンロード等でご覧ください。